

福岡県公報

平成十九年三月十六日
第二千六百五十四号

増刊 ①

人事委員会
目次

○公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する

規則
(人事委員会事務局任用課)一

人事委員会

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、こ
こに公布する。

平成十九年三月十六日

福岡県人事委員会委員長 谷水央

福岡県人事委員会規則第四号

公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則
第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一民法第三十四条の規定により設立された法人の項中「財團法人福岡県労働福
祉公社」を削り、同表特別の法律により設立された法人の項中

「福岡県土地開発公社」を「福岡県土地開発公社
福岡商工会議所」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二丁目
ツ株式会社
式九番一
会社号

定価
一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)